

市立小・中学校長 各位

東久留米市教育委員会
教育長 園田 喜雄

新型コロナウイルス感染症対策の徹底について

新年を迎え、今年度の締めくくり時期となりました。これまで、各学校において、新型コロナウイルス感染症対策を徹底しつつ、円滑な教育活動を実施していただいたことに感謝しております。新型コロナウイルス感染症の状況がこれまでと全く異なるステージに入ったと言われる中で、三学期のスタートとなります。

標記の件について本市といたしましては、令和3年1月4日付2教総総第2075号による東京都教育委員会教育長からの依頼を受け、下記のとおりといたします。各校におかれましては、東久留米市版 学校における感染症対策と学校運営に関するガイドライン（新型コロナウイルス感染症）【第2版】（令和2年10月）と併せてご対応いただきますようお願いいたします。

記

1 学校運営の基本方針

感染防止対策を徹底しながら学校運営を継続する。

対策の徹底に当たっては、児童・生徒に指導するだけでなく保護者への周知を徹底し、本市ガイドラインを参考に全教職員についても留意する。

2 児童・生徒に対する指導

(1) 基本的な感染症予防策の徹底

ガイドライン12、13ページに示された次の内容を指導する。

ア 新型コロナウイルス感染症についての理解

イ 「3つの密」の徹底した回避

ウ 正しいタイミングと正しい方法による手洗いの励行

エ 咳エチケットの徹底

なお、登下校時の児童・生徒玄関が密集状態にならないよう工夫する。

(2) 学習活動について

ガイドライン5ページ1(2)感染症対策に留意した各教科等の指導に示された内容について、徹底する。なお、エで示した内容については、1月31日まで中止する。

(3) 部活動について

1月31日まで、全ての部活動は中止する。

(4) 学校行事について

原則として、ガイドライン7ページに示された内容に従うこととするが、始業式及び校外学習等については、次のように実施する。

・始業式は、放送設備等を活用し、各教室で実施する。

・1月31日までに実施する公共交通機関を利用する又は都県境を越える校外学習等については、中止又は延期とする。

(5) 昼食や休憩時間における感染症予防策の徹底

ガイドライン6ページに示された内容に従う。

(6) 放課後における感染症予防策及び生活指導の徹底

感染症対策を徹底したうえで、ガイドライン5ページに示したように、これまでに実施した臨時休業により、学習の不足が生じている内容に関しては、放課後の補習等を行うなどして学力格差の解消に努めることができる。ただし、補習等終了後は、速やかに帰宅させるようにする。

3 家庭における感染症対策の依頼（家庭に持ち込まない行動をお願いする）

ガイドライン12、13ページに示された内容について、改めてお願いする。特に、Ⅲ1(2)エの内容については、必ず行うよう依頼する。また、20時以降の不要不急の外出について依頼する。

4 教職員等の健康管理の徹底

ガイドライン9、10ページに示された内容に従う。なお、20時以降及び学校休業日の不要不急の外出は避ける。

【担当】

役所代表 042-470-7777

参事兼指導室長事務取扱 樺田 克之

学務課長 白土 和巳